平成２９年（フ）第２４８号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目20番18―404号
債務者　伊東　博美
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８４号
名古屋市中区松原２丁目16番６号
債務者　中野　美佳
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３４号
松江市宍道町佐々布296番地118　Ｆｌａｔ緑が丘２号棟222号室
債務者　古浦　恵美
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４号
松江市古志原５丁目７番15―102号　城東ハイツⅡ、前住所松江市西津田３丁目１番52―105号
債務者　木村　敏和
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３４９号
大阪府大阪市中央区谷町９丁目３－18―1011、住民票上の住所大阪府和泉市王子町902番地の19（住民票上の前住所）大阪府和泉市府中町６丁目14番28号
破産者　森田鍼灸整骨院こと　森田　泰広
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
岡山県苫田郡鏡野町布原46番地18
破産者　水杉　清人
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３５号
秋田県にかほ市象潟町字木戸口12番地２　小野寺アパート　１、開始決定時の住所秋田県にかほ市象潟町字３丁目塩越65番地１
破産者　佐藤建築こと　佐藤　栄行
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第３８１号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目90番地１　シングルインズ108号、旧住所埼玉県上尾市大字原市2308番地１
破産者　新藤　　誠
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７７号
埼玉県加須市花崎２丁目10番地７
破産者　石川　和美
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６５号
川崎市高津区新作３丁目13番４―405号　市営住宅
破産者　渡邉　京子（旧姓倉持）
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６２３号
川崎市宮前区犬蔵３丁目８番27―103号　たまプラーザアイル、前住所川崎市多摩区長沢４丁目14番４－２号
破産者　藤田美佐子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１４号
新潟市西蒲区和納2478番地69
破産者　森山イシ子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９号
福井市大味町第38号34番地、旧住所福井県坂井市丸岡町高柳第２号11番地32
破産者　マツムラ機工こと　松村　秀仁
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
福井県越前市芝原１丁目８番７号
破産者　細井　蔦雄
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
大阪府池田市旭丘３丁目９番20号、従前の住所兵庫県三田市ゆりのき台３丁目１番地１
破産者　古澤　　修
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４６号
神戸市北区花山東町３番25―1008号
破産者　大榮　太一
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部